

諮問庁：国立大学法人信州大学

諮問日：令和5年3月13日（令和5年（独情）諮問第45号）

答申日：令和6年10月30日（令和6年度（独情）答申第50号）

事件名：特定教員に係る人事記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書65」といい、併せて「本件対象文書3」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書1及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、本件対象文書3につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、別紙の6に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年9月8日付け信大総第0250号及び同第0251号により国立大学法人信州大学（以下「信州大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定並びに同日付け信大総第0252号により信州大学が行った一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1について

原処分1は、不当かつ違法である。まず、不開示とした理由として「当該教員は国立大学法人信州大学における兼業許可手続きの対象ではないため、対応する法人文書は存在しない。」旨記載されているが、「当該教員は国立大学法人信州大学における兼業許可手続きの対象ではない」ことを立証する文書を開示していただきたい。国立大学法人信州大学において、兼業許可手続きの対象となるか否かの判断基準に関する文書を開示していただきたい。現在、特定教員は、特定大学の特定職Aや特定委員会の委員長、さらには、特定活動をしています。これはど

うということでしょうか？特定教員は、特定大学には副業許可申請書を提出しているようですが、信州大学には副業許可を得る必要はないのでしょうか？教員と副業とは、どのような仕組みで規律されているのでしょうか？明確にしていきたい。

よって、法9条2項の規定に基づきなされた原処分1を取り消すべきである旨の決定を求める。

(2) 原処分2について

原処分2は、不当かつ違法である。不開示とした理由として「当該教員が過去から現在まで客員研究員等の研究者を受け入れていないため、対応する法人文書は存在しない。」旨記載されているが、関連書類として信州大学における客員研究員等の研究者を受け入れる条件・手続きに関する文書を開示していただきたい。

よって、法9条2項の規定に基づきなされた原処分2を取り消すべきである旨の決定を求める。

(3) 原処分3について

原処分3は、不当かつ違法である。不開示部分は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示されるべきである。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた原処分3を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について

本件審査請求を受けて、改めて確認及び検討等を行った結果、原処分において不開示とした理由の一部を変更したうえで原処分を維持することが適当であると判断した。以下、理由の変更内容等について説明する。

(1) 不開示とした理由の変更について

ア 原処分において不開示とした理由

当該教員は信州大学における兼業許可手続きの対象ではないため、対応する法人文書は存在しない。

イ 変更後の不開示理由

信州大学において当該教員に係る兼業の申請、依頼等を受けていないため、対応する法人文書は存在しない。

(2) 不開示とした理由を変更したうえで原処分を維持する理由について

請求のあった法人文書は、「信州大学特定学部の特定教員が提出した兼業許可申請書及び兼業許可決定書並びに当該申請から当該決定に至るまでの過程に関する文書（例えば、会議開催の経緯・調査内容・調査結果・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・検討書・報告書等）。」である。

特定教員は、信州大学が雇用する教員であるが、信州大学と特定大学

とのクロスアポイントメントであり、信州大学に専従する教員ではない。そして、クロスアポイントメントの教員の兼業手続については、国立大学法人信州大学兼業規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第47号）やクロスアポイントメントの協定書に明記していないため、本学宛ての兼業依頼があった場合等状況に応じて対応しているのが現状である。そして、当該者については、これまで本法人あるいは本学宛てに兼業の依頼がなく、本人からの兼業申請もないため、兼業手続に関する書類は一切存在しない。

原処分において示した不開示理由は、当該者が「兼業許可手続の対象ではない」と断定している点において、上記の本法人の兼業規制の現状に照らし不正確な表現であったものと考えられるため、上記のとおり理由を変更したうえで、原処分を維持するのが適当であると判断した。

なお、審査請求人は、本法人において、兼業許可手続の対象となるか否かの判断基準に関する文書の開示を求めているが、かかる文書は「信州大学特定学部の特定教員が提出した兼業許可申請書及び兼業許可決定書並びに当該申請から当該決定に至るまでの過程に関する文書（例えば、会議開催の経緯・調査内容・調査結果・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・検討書・報告書等）。」に該当しないことは明らかであり、これを開示していないことは違法でも不当でもない。

2 原処分2について

本件審査請求を受けて、改めて確認及び検討等を行った結果、原処分を維持することが適当であると判断した。理由は以下のとおりである。

請求のあった法人文書は、「信州大学特定学部の特定教員が過去から現在まで受け入れた全ての客員研究員等の研究者に関する文書。」である。

本件審査請求を受けて、改めて信州大学における特定教員（特定雇用）の客員研究員等受入状況を確認したところ、受入実績がないため、原処分において示したとおり、「当該教員が過去から現在に至るまで客員研究員等の研究者を受け入れていないため、対応する法人文書は存在しない。」ことを理由に不開示決定を行ったことについて何ら問題はない。

なお、審査請求人は、関連書類として信州大学における客員研究員等の研究者を受け入れる条件・手続に関する文書の開示を求めているが、かかる文書は「信州大学特定学部の特定教員が過去から現在まで受け入れた全ての客員研究員等の研究者に関する文書。」に該当しないことは明らかであり、これを開示していないことは違法でも不当でもない。

3 原処分3について

本件審査請求を受けて、改めて確認及び検討等を行った結果、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示し、その他の部分については原処分を維持することが適当であると判断した。以下、新たに開示する部

分とその理由等について説明する。

(1) 新たに開示する部分

別紙の4に掲げる部分。

(2) 新たに開示する理由

不開示理由において「合計金額との差から人件費が推測される」としていながら、当該文書中の合計金額表示部分を黒塗りしてしまっていたため、当該部分を新たに開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和5年3月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 令和6年7月4日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月11日 | 審議 |
| ⑥ | 同年10月9日 | 審議 |
| ⑦ | 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書1ないし本件対象文書3の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象文書3につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き及びホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2については、これを保有していないとし、本件対象文書3の不開示部分については、別紙の4に掲げる部分を開示すべきとされていたが、当審査会事務局職員をして確認させたところ、別紙の5に掲げる部分についても追加して開示すべきとし、その余の部分（別紙の3の不開示維持部分欄に掲げる各部分。以下、順に「部分1」ないし「部分57」といい、併せて「本件不開示維持部分」という。）については、不開示を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書1及び本件対象文書2の保有の有無並びに本件対象文書3の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書1及び本件対象文書2の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求を受け、改めて関係部局等の執務室、書庫及び共有フォルダ

等を探索したが、いずれにおいても、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 に該当すると判断し得る文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、判断を行う。

信州大学において本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の保有は認められなかったとする上記第 3 の 1 及び 2 並びに上記 (1) の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、信州大学において、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法 5 条 1 号に該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、法 5 条 1 号に該当するとして不開示とされた部分 1 ないし部分 3、部分 5 ないし部分 7、部分 9 ないし部分 1 1、部分 1 3、部分 1 4、部分 1 6 ないし部分 2 5、部分 3 2、部分 3 4 ないし部分 3 8、部分 4 3 ないし部分 4 6、部分 5 1 ないし部分 5 3、部分 5 5 及び部分 5 7 の各不開示理由について、おおむね各不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当審査会において見分したところ、部分 1 ないし部分 3、部分 5 ないし部分 7、部分 9 ないし部分 1 1、部分 1 3、部分 1 4、部分 5 2、部分 5 3、部分 5 5 及び部分 5 7 は、原処分で開示されている特定教員の氏名の記載とあいまって、当該部分の記載全体がそれぞれ一体として、いずれも、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、信州大学においては当該各情報については公にしていないとのことであり、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。

また、法 6 条 2 項による部分開示の検討を行うと、原処分において、当該各個人の氏名が開示されていることから、いずれも同項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該各不開示維持部分は法 5 条 1 号に該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 部分 1 6、部分 1 7、部分 2 0 ないし部分 2 5、部分 3 2、部分 3 4 ないし部分 3 8、部分 4 3 ないし部分 4 6 及び部分 5 1 の個人の氏

名等は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、信州大学においては当該各情報については公にしていけないとのことであり、法5条1号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。また、当該部分は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該各不開示維持部分は法5条1号に該当すると認められ、部分32につき同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

エ 部分18及び部分19について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 「人件費・謝金」欄については、人件費のみを対象として法5条1号該当性を判断しており、謝金や急きょ一日限りの依頼等の可能性まではあまり考慮に入れていない。また、ある程度の額が推測できるかどうかという視点で検討している。

(イ) 個々の教職員等の人件費を推察し得る「職員等、関係者」とは、当該人件費支払対象者が勤務するフロアに日常的に出入りする者（これは人件費を知る権限のある者に限られない）であれば、誰が当該科研費に関する業務を行っているのかは日常会話等から推察し得るため、このような者を想定している。

なお、支払対象者の人数が多くなるほど具体的な金額の推測は困難になるが、支払対象者の一人が他の支払対象者の人件費がどの程度の額なのか推察するような場合を除けば、対象者が何人なのかということを確認度高く推察することも難しいと考えている。

当審査会において見分したところ、当該各部分には、当該事業遂行のための物品費、旅費、人件費・謝金及びその他として執行した各費目の金額が記載されており、諮問庁の上記（ア）及び（イ）の説明のとおりであると認められる。

当該各部分の記載内容等に鑑みれば、これを公にすると、職員等、関係者にとっては個々の教職員等の人件費を推察し得るとする諮問庁の説明は認め難い。また、特定の個人を識別することはできないが、当該不開示維持部分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、部分18及び部分19（別紙の6に掲げる部分）は、

法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(2) 法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分27、部分29及び部分31の各不開示理由について、おおむね各不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば、各不開示維持部分を公にした場合に生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、いずれも不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該各不開示維持部分は、法5条2号イに該当すると認められ、不開示とすることは妥当である。

(3) 法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分4、部分8、部分12、部分15、部分26、部分28、部分30、部分33、部分39ないし部分42及び部分47ないし部分50の各不開示理由について、おおむね各不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば、各不開示維持部分を公にした場合に生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、いずれも不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該各不開示維持部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、不開示とすることは妥当である。

(4) 法5条4号ホに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分54及び部分56の各不開示理由について、おおむね各不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば、各不開示維持部分を公にした場合に生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、いずれも不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該各不開示維持部分は、法5条4号ホに該当すると認められ、不開示とすることは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1及び本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象文書3につき、その一部を法5

条1号，2号イ並びに4号柱書き及び同号ホに該当するとして不開示とした各決定については，信州大学において，本件対象文書1及び本件対象文書2を保有しているとは認められず，これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり，本件対象文書3につき，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別紙の6に掲げる部分を除く部分は，同条1号，2号イ並びに4号柱書き及び同号ホに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別紙の6に掲げる部分は，同条1号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書 1

信州大学特定学部の特定教員が提出した兼業許可申請書及び兼業許可決定書並びに当該申請から当該決定に至るまでの過程に関する文書（例えば、会議開催の経緯・調査内容・調査結果・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・検討書・報告書等）。

2 本件対象文書 2

信州大学特定学部の特定教員が過去から現在まで受け入れた全ての客員研究員等の研究者に関する文書。

3 本件対象文書 3

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 1：人事記録	部分 1：「生年月日」欄，「学歴」欄，「試験・資格」欄，「職員番号」欄及び「勤務記録事項」欄	当該部分は個人に関する情報であり，法 5 条 1 号に該当し，公にする法令又は慣行があるとは認められないため，不開示とする。
文書 2：特任教員申請書	部分 2：「生年月日」欄，「報酬」欄，「現住所」欄，「学歴」及び「職歴」	当該部分は個人に関する情報であり，法 5 条 1 号に該当し，公にする法令又は慣行があるとは認められないため，不開示とする。
文書 3：同意書（平成 28 年）	部分 3：署名及び本人押印部分	当該部分は，個人に関する情報であり，法 5 条 1 号に該当する。特に，本人の署名や印影は，本人認証機能を有しているものであり，公にする法令又は慣行があるとは認められず，同号ただし書イに該当しないため開示できない。
文書 4：人事異動通知書（平成 28 年）・労働条件通知書 文書 5：協定書（平	部分 4：公印印影部分	公印印影部分が不特定多数に対して公にされると，公印の認証的機能が損なわれて，事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり，法 5 条 4 号柱

成 2 8 年)		書きに該当する。
文書 6 : 人事異動決定報告書 (平成 2 8 年)	部分 5 : 「備考」欄 の職員番号	当該部分は個人に関する情報であり, 法 5 条 1 号に該当し, 公にする法令又は慣行があるとは認められないため, 不開示とする。
文書 7 : 教員候補者決定付議書 (平成 2 8 年)	部分 6 : 「年齢」欄	当該部分は個人に関する情報であり, 法 5 条 1 号に該当し, 公にする法令又は慣行があるとは認められないため, 不開示とする。
文書 8 : 同意書 (平成 3 1 年)	部分 7 : 署名及び本人押印部分	当該部分は, 個人に関する情報であり, 法 5 条 1 号に該当する。特に, 本人の署名や印影は, 本人認証機能を有しているものであり, 公にする法令又は慣行があるとは認められず, 同号ただし書イに該当しないため開示できない。
文書 9 : 人事異動通知書【特定職 A (特定雇用)】 (平成 3 1 年) ・労働条件通知書 文書 1 0 : 協定書 (平成 3 1 年)	部分 8 : 公印印影部分	公印印影部分が不特定多数に対して公にされると, 公印の認証的機能が損なわれて, 事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり, 法 5 条 4 号柱書きに該当する。
文書 1 1 : 人事異動決定報告書 (平成 3 1 年)	部分 9 : 「個人番号」欄	当該部分は個人に関する情報であり, 法 5 条 1 号に該当し, 公にする法令又は慣行があるとは認められないため, 不開示とする。
文書 1 2 : 教員候補者決定付議書 (平成 3 1 年)	部分 1 0 : 「年齢」欄	当該部分は個人に関する情報であり, 法 5 条 1 号に該当し, 公にする法令又は慣行があるとは認められないため, 不開示とする。
文書 1 3 : 同意書	部分 1 1 : 署名及び	当該部分は, 個人に関する情

(令和4年)	本人押印部分	報であり、法5条1号に該当する。特に、本人の署名や印影は、本人認証機能を有しているものであり、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しないため開示できない。
文書14：人事異動通知書【特定職A（特定雇用）】（令和4年）・労働条件通知書 文書15：協定書（令和4年）	部分12：公印印影部分	公印印影部分が不特定多数に対して公にされると、公印の認証的機能が損なわれて、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法5条4号柱書きに該当する。
文書16：人事異動決定報告書（令和4年）	部分13：「職員番号」欄及び「備考」欄の給与	当該部分は個人に関する情報であり、法5条1号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められないため、不開示とする。
文書17：教員候補者決定付議書（令和4年）	部分14：「年齢」欄及び「備考」欄の給与	当該部分は個人に関する情報であり、法5条1号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められないため、不開示とする。
文書18：人事異動通知書【特定職B】（平成31年） 文書19：人事異動通知書【特定職B】（令和2年） 文書20：人事異動通知書【特定職B】（令和3年） 文書21：人事異動通知書【特定職B】（令和4年）	部分15：公印印影部分	公印印影部分が不特定多数に対して公にされると、公印の認証的機能が損なわれて、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法5条4号柱書きに該当する。
文書22：平成29	部分16：	当該部分には、公表慣行のな

年度 科学研究費助成事業 交付申請書	1 / 4 ページ 「経費管理担当者・部局・職・氏名」欄	い者の氏名が記載されており，法5条1号に該当し，公にする法令又は慣行があるとは認められず，同号ただし書イに該当しないため，不開示とする。また，当該項目は部局・職名の記載があり，個人に関する情報ではあるものの，この情報を明らかにすると対象となる教職員が限定され，氏名が明らかになってしまうおそれがあり，個人の権利利益を害するおそれが生じることから法6条2項に基づく開示はできない。
	部分17： 4 / 4 ページ 「補助事業者」欄のうち「削除」された研究者の氏名等	当該部分には，公表慣行のない者の氏名が記載されており，法5条1号に該当し，公にする法令又は慣行があるとは認められず，同号ただし書イに該当しないため，不開示とする。
文書23：科学研究費助成事業 実施状況報告書（平成29年度） 文書24：科学研究費助成事業 実施状況報告書（平成30年度）	部分18： 1 / 2 ページ 「6. 費目別収支状況等」のうち，「実支出額の累計額」欄及び「うち当該年度の実支出額（A）」欄の「物品費」欄，「旅費」欄，「人件費・謝金」欄及び「その他」欄	当該部分には，本件事業の遂行のための教職員等の人件費・謝金として執行した金額が記載されており，これを公にすると，対象となる教職員等の人数が少ないことから，職員等，関係者にとっては個々の教職員等の人件費を推察し得るため法5条1号に該当し，公表慣行がないため同号ただし書イに該当せず，職務遂行情報ではないため同号ただし書ハにも該当しない。また，物品費，旅費及びその他欄を明らかにすると，合計
文書25：科学研究費助成事業 実績報告書	部分19： 1 / 2 ページ 「6. 費目別収支決算表」のうち，「最	

	終年度前年度までの 実支出累計額 (A)」欄及び「実 支出額(A+B)」 欄の「物品費」欄、 「旅費」欄、「人件 費・謝金」欄及び 「その他」欄	金額との差から人件費・謝金 が推測されることから、同様 の理由により法5条1号に該 当するため、不開示とする。
文書26：令和2年 度科学研究費助成事 業 交付申請書	部分20： 1／3ページ 「経費管理担当者」 欄	当該部分には、公表慣行のな い者の氏名が記載されてお り、法5条1号に該当し、公 にする法令又は慣行がある とは認められず、同号ただし書 イに該当しない。また、当該 項目は部局・職名の記載があ り、個人に関する情報ではあ るものの、この情報を明らか にすると対象となる教職員が 限定され、氏名が明らかにな ってしまうおそれがあり、個 人の権利利益を害するおそれ が生じることから法6条2項 に基づく開示はできない。
	部分21： 2／3ページ 「補助事業者」欄の うち「削除」された 研究者の氏名等	当該部分には、公表慣行のな い者の氏名が記載されてお り、法5条1号に該当し、公 にする法令又は慣行がある とは認められず、同号ただし書 イに該当しない。
文書27：科学研究 費助成事業 実施状 況報告書（令和2年 度） 文書28：科学研究 費助成事業 実施状 況報告書（令和3年 度）	不開示部分なし	—

文書 29：令和3年度科学研究費助成事業 交付申請書	部分 22： 1 / 3 ページ 「経費管理担当者」欄	当該部分には、公表慣行のない者の氏名が記載されており、法5条1号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、当該項目は部局・職名の記載があり、個人に関する情報ではあるものの、この情報を明らかにすると対象となる教職員が限定され、氏名が明らかになってしまうおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれが生じることから法6条2項に基づく開示はできない。
	部分 23： 2 / 3 ページ 「補助事業者」欄のうち「削除」された研究者の氏名等	当該部分には、公表慣行のない者の氏名が記載されており、法5条1号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。
文書 30：令和4年度科学研究費助成事業 交付申請書	部分 24： 1 / 3 ページ 「経費管理担当者」欄	当該部分には、公表慣行のない者の氏名が記載されており、法5条1号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、当該項目は部局・職名の記載があり、個人に関する情報ではあるものの、この情報を明らかにすると対象となる教職員が限定され、氏名が明らかになってしまうおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれが生じることから法6条2項に基づく開示はできない。

文書 3 1 : 令和 3 年度科学研究費助成事業 実績報告書	不開示部分なし	—
文書 3 2 : 2 0 1 9 年度信州大学特定事業経費報告書 文書 3 3 : 2 0 2 0 年度 信州大学特定事業経費報告書 文書 3 4 : 2 0 2 1 年度信州大学特定事業経費報告書（見積もり）	部分 2 5 : 当該文書の金額記載部分（合計金額表示部分を除く）	当該部分には、本件事業の遂行のための教職員等の人件費として執行した金額並びに当該金額を含む執行合計金額が記載されており、これを公にすると、対象となる教職員等の人数が少ないことから、職員等、関係者にとっては個々の教職員等の人件費を推察し得るため法 5 条 1 号に該当し、公表慣行がないため同号ただし書イに該当せず、職務遂行情報ではないため同号ただし書ハにも該当しない。また、その他諸費用欄を明らかにすると、合計金額との差から人件費が推測されることから、同様の理由により法 5 条 1 号に該当するため、不開示とする。
文書 3 5 : 信州大学における特定事業に関する覚書（2 0 1 9 年 4 月 1 1 日）	部分 2 6 : 公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）	公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）が不特定多数に対して公にされると、公印の認証的機能が損なわれて、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法 5 条 4 号柱書きに該当する。
	部分 2 7 : 公印印影部分（相手方の法人の印影部分）	相手方の法人の印影部分が不特定多数に対して公にされると、印の認証的機能が損なわれて、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法第

		5条2号イに該当するため不開示とする。
文書36：信州大学における特定事業に関する覚書（2020年4月6日）	部分28：公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）	公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）が不特定多数に対して公にされると、公印の認証的機能が損なわれて、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法5条4号柱書きに該当する。
	部分29：公印印影部分（相手方の法人の印影部分）	相手方の法人の印影部分が不特定多数に対して公にされると、印の認証的機能が損なわれて、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法第5条2号イに該当するため不開示とする。
文書37：信州大学における特定事業に関する覚書（2021年6月9日）	部分30：公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）	公印印影部分（国立大学法人信州大学学長の印影部分）が不特定多数に対して公にされると、公印の認証的機能が損なわれて、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法5条4号柱書きに該当する。
	部分31：公印印影部分（相手方の法人の印影部分）	相手方の法人の印影部分が不特定多数に対して公にされると、印の認証的機能が損なわれて、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法第5条2号イに該当するため不開示とする。

文書 38 : 寄附申込書	部分 32 : 当該文書の寄附者及び送付先に関する部分	当該部分には、公表慣行のない者に関する氏名、住所等が記載されており、法 5 条 1 号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、寄附者が明らかになると、匿名で寄附しようとする者が嫌厭する可能性があり、信州大学の寄附金収入が減少するおそれがあり、寄附金を原資とした信州大学の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 4 号柱書きに該当するため開示できない。
	部分 33 : 寄附金額	寄附金の金額が明らかになると、今後寄附しようとする者が、自身が寄附しようとする金額と比較して嫌厭する可能性があり、信州大学の寄附金収入が減少するおそれがあり、寄附金を原資とした信州大学の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 4 号柱書きに該当するため開示できない。
文書 39 : 寄附金申請一覧表 文書 40 : 寄附金申請一覧表	部分 34 : 1 / 5 ページ 寄附者及び当該文書作成者及び決裁者に関する部分	当該部分には、公表慣行のない者に関する氏名等が記載されており、法 5 条 1 号に該当し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しないため開示できない。
	部分 35 : 2 / 5 ページ 寄附者及び寄附者コード	
	部分 36 :	

	3 / 5 ページ メール送受信者の氏名及びアドレス 【お名前】 【お名前フリガナ】	
	部分 3 7 : 4 / 5 ページ 【メールアドレス】 【ご住所】 【電話番号】 送信者の情報	
	部分 3 8 : 5 / 5 ページ 送信者の情報	
	部分 3 9 : 3 / 5 ページ メール送信者である信州大学担当者の署名部分（信州大学の郵便番号と住所の部分を除く）	当該部分には、メール送信者に関する氏名や所属先の電話番号等が記載されており、公にすることにより、度重なる悪戯電話等の不要な連絡があると、業務遂行に支障が生じる可能性があることから、法 5 条 4 号柱書きに該当するため開示できない。
	部分 4 0 : 1 / 5 ページ 金額	寄附金の金額を公にすることにより、今後寄附しようとする者が、自身が寄附しようとする金額と比較して嫌厭する可能性があり、信州大学の寄附金収入が減少するおそれがあり、寄附金を原資とした信州大学の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 4 号柱書きに該当するため開示できない。
	部分 4 1 : 2 / 5 ページ 申請金額	
	部分 4 2 : 4 / 5 ページ 【寄附金額】	
文書 4 1 : 寄附金申請一覧表	部分 4 3 : 1 / 4 ページ 寄附者及び当該文書	当該部分には、公表慣行のない者に関する氏名等が記載されており、法 5 条 1 号に該当

	作成者及び決裁者に関する部分	し、公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しないため開示できない。
	部分 4 4 : 2 / 4 ページ 寄附者及び寄附者コード	
	部分 4 5 : 3 / 4 ページ メール送受信者の氏名及びアドレス 備考に記載された者の氏名 【お名前】 【お名前フリガナ】	
	部分 4 6 : 4 / 4 ページ 【メールアドレス】 【ご住所】 【電話番号】 送信者の情報	
	部分 4 7 : 3 / 4 ページ メール送信者である信州大学担当者の署名部分（信州大学の郵便番号と住所の部分を除く）	当該部分には、メール送信者に関する氏名や所属先の電話番号等が記載されており、公にすることにより、度重なる悪戯電話等の不要な連絡があると、業務遂行に支障が生じる可能性があることから、法 5 条 4 号柱書きに該当するため開示できない。
	部分 4 8 : 1 / 4 ページ 金額	寄附金の金額を公にすることにより、今後寄附しようとする者が、自身が寄附しようとする金額と比較して嫌厭する可能性があり、信州大学の寄附金収入が減少するおそれがあり、寄附金を原資とした信州大学の事務又は事業に支障
	部分 4 9 : 2 / 4 ページ 申請金額	
	部分 5 0 : 4 / 4 ページ	

	【寄附金額】	を及ぼすおそれがあることから法５条４号柱書きに該当するため開示できない。
文書４２：研究者総覧	不開示部分なし	—
文書４３：平成２７年度履修登録者名簿 文書４４：平成２８年度履修登録者名簿 文書４５：平成２９年度履修登録者名簿 文書４６：平成３０年度履修登録者名簿 文書４７：平成３１年度履修登録者名簿 文書４８：令和２年度履修登録者名簿 文書４９：令和３年度履修登録者名簿 文書５０：令和４年度履修登録者名簿	部分５１： 「学籍番号」欄， 「学生氏名」欄及び 「年次」欄	当該部分は個人に関する情報であり，法５条１号に該当し，公にする法令又は慣行があるとは認められないため，不開示とする。
文書５１：平成２７年度シラバス 文書５２：平成２８年度シラバス 文書５３：平成２９年度シラバス 文書５４：平成３０年度シラバス 文書５５：平成３１年度シラバス 文書５６：令和２年度シラバス 文書５７：令和３年度シラバス 文書５８：令和４年度シラバス	不開示部分なし	—

文書 59 : 平成 27 年度出勤簿 文書 60 : 平成 28 年度出勤簿 文書 61 : 平成 29 年度出勤簿 文書 62 : 平成 30 年度出勤簿 文書 63 : 平成 31 年度出勤簿 文書 64 : 令和 2 年度出勤簿	部分 52 : 「年次休暇付与日数」欄	当該部分は個人に関する情報であり，法 5 条 1 号に該当する。当該部分は当該教員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示が記載されており，当該情報は，当該教員の公務員等としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず，また，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるとも認められないことから，同号ただし書イ及びハには該当せず，同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また，出勤日時を開示すると当該教員の休暇を推知できることになり，当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず，法 6 条 2 項による部分開示をすることはできない。
	部分 54 : 平成 29 年度出勤簿 平成 30 年度出勤簿 平成 31 年度出勤簿 の「適用」欄	当該部分には出張の状況なども記載されるため，出張先が明らかになってしまうと同じ専門フィールドを知るライバル研究機関から訪問先の研究機関等が推知されるおそれがあり，また信州大学の調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり，法 5 条 4 号ホに該当する。

文書 65 : 勤務時間記録書 (2021年1月～2022年3月分)	部分 55 : 2021年4月 2021年8月 2021年12月 2022年2月分 2022年3月分 の一部の「出勤時刻」欄から「備考」欄	当該部分は個人に関する情報であり、法5条1号に該当する。当該部分は当該教員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示が記載されており、当該情報は、当該教員の公務員等としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも認められないことから、同号ただし書イ及びハには該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、出勤日時を開示すると当該教員の休暇を推知できることになり、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。
	部分 56 : 2021年10月 2021年11月 の「備考」欄の一部	当該部分には出張の状況なども記載されるため、出張先が明らかになってしまうと同じ専門フィールドを知るライバル研究機関から訪問先の研究機関等が推知されるおそれがあり、また信州大学の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法5条4号ホに該当する。
	部分 57 : 「健康確保措置について産業医との面談	当該部分は、本人の署名及び勤務時間記録書の健康確保措置についての産業医との面談

	回答」欄及び署名部分	に関する回答については、個人に関する情報であり、法5条1号に該当する。特に、本人の署名は、本人認証機能を有しているものであり、公にする法令又は慣行があるとは認められず、また年休取得状況も公にする法令又は慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しないため開示できない。
--	------------	--

- 4 諮問庁が、審査請求を受け再度検討した結果、開示決定時に不開示としていた部分のうち新たに開示すべきとしている部分

文書32ないし文書34に記載された合計金額表示部分

- 5 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁が、開示決定時に不開示としていた部分のうち新たに開示すべきとしている部分

(1) 文書23及び文書24に記載された「6. 費目別収支状況等」の「実支出額の累計額」欄及び「うち当該年度の実支出額(A)」欄の「物品費」欄、「旅費」欄、「人件費・謝金」欄及び「その他」欄以外の不開示部分

(2) 文書25に記載された「6. 費目別収支決算表」のうち、「最終年度前年度までの実支出累計額(A)」欄及び「実支出額(A+B)」欄の「物品費」欄、「旅費」欄、「人件費・謝金」欄及び「その他」欄以外の不開示部分

(3) 文書27、文書28及び文書31の不開示部分

(4) 文書39ないし文書41に記載されたメール送信者である信州大学担当者の情報のうち、信州大学の郵便番号と住所の部分

- 6 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、開示すべき部分

(1) 文書23及び文書24に記載された「6. 費目別収支状況等」のうち、「実支出額の累計額」欄及び「うち当該年度の実支出額(A)」欄の「物品費」欄、「旅費」欄、「人件費・謝金」欄及び「その他」欄

(2) 文書25に記載された「6. 費目別収支決算表」のうち、「最終年度前年度までの実支出累計額(A)」欄及び「実支出額(A+B)」欄の「物品費」欄、「旅費」欄、「人件費・謝金」欄及び「その他」欄